

やんば1万本桜プロジェクト会議 規約

(設 置)

第1条 本会は、やんば1万本桜プロジェクト会議（以下「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、八ッ場ダム建設事業が進む長野原町において、多くの人が訪れる桜の郷づくりを推進することにより、地域の活力増進に努め、地域の振興、発展に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 本会議は、前条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) やんば1万本桜プロジェクトに係る、桜の植樹に関すること。
- (2) やんば1万本桜プロジェクトに係る、関係機関との連携に関すること。
- (3) やんば1万本桜プロジェクトに係る、桜の維持管理に関すること。
- (4) やんば1万本桜プロジェクトに係る、観光振興に関すること。
- (5) その他目的遂行のために必要な事項。

(組 織)

第4条 本会議は、地元代表者、桜守の会、長野原観光協会、川原湯温泉協会、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）、長野原町、群馬県吾妻行政県税事務所、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所、国土交通省から選出されたものをもって組織する。

2. 前項の構成員は、次のとおり各組織から選出するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 地元代表者 | 5名 |
| (2) 桜守の会 | 1名 |
| (3) 長野原観光協会 | 1名 |
| (4) 川原湯温泉協会 | 1名 |
| (5) JR東日本 | 1名 |
| (6) 長野原町 | 1名 |
| (7) 群馬県吾妻行政県税事務所 | 1名 |
| (8) 群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所 | 1名 |
| (9) 国土交通省 | 1名 |

(役員)

第5条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名 委員の互選により選出
- (2) 副議長 1名 委員の互選により選出
- (3) 委員 11名

(事務局)

第6条 本会議に事務局を置き、事務局を代表する者を事務局長とする。

2. 事務局は、桜守の会、長野原観光協会、川原湯温泉協会、JR東日本、長野原町、群馬県吾妻行政県税事務所、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所、国土交通省から選出された各1名が組織する。
3. 事務局に次の職務を担当する者を置く。
 - (1) 会計 1名 (長野原町)
 - (2) 監査 1名 (群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所)
 - (3) 事務局長 1名 (国土交通省)

(任期)

第7条 役員、事務局の構成員の任期は、2年とし再選を妨げない。但し、補充された役員、事務局の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第8条 本会議を構成する構成員は、各組織を代表し、その意志を本会議に反映させると共に、第3条に示す業務を執行する。

2. 議長は会議を代表し、会務を総括する。
3. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
4. 会計は会務の会計事務を行う。
5. 監査は会務の会計を監査する。
6. 事務局長は会議に出席し、事務全般を掌握する。

(会議)

第9条 本会議は議長が必要と認めるとき、又は、構成員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、これを開かなければならない。

2. 役員等が本会議に出席できない場合は、代理人をたてることができるものとする。

(事務局会議)

第10条 本会議の業務を円滑に行うため、事務局会議を置く。

2. 事務局会議は、第6条の事務局をもって組織するが、住民等にも参加を要請できるものとする。
3. 事務局会議は、必要に応じ事務局長が招集する。
4. 事務局の構成員が事務局会議に出席できない場合は、代理人をたてることのできるものとする。

(経費及び会計年度)

第11条 本会議の経費は、募金及びその他の経費をもってあてる。

2. 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(委 任)

第12条 本規約に定めのない事項については、議長が会議に諮り別に定める。

(附 則)

この規約は、平成26年12月 3日から施行する。

この規約は、平成28年 3月25日から施行する。

この規約は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 3年 4月 1日から施行する。